

マイナンバーカードの申請が役場でできます

第2弾

マイナンバーカードで
マイポイント

ポイント還元のマイナポイント第2弾が実施されています(※)

マイナンバーカード普及促進として、役場町民課の窓口で受付し、申請のお手伝いをしています。
“スマートフォン? 持っていない” “持っているけど申請方法がわからない” “写真がないなあ” など。
マイナンバーカードの申請を希望される方は、通知カードやQRコード付交付申請書をお持ちになり、町民課の窓口までおいでください。写真撮影から申請までお手伝いいたします。

ぜひ、ポイント還元のあるこの機会に作成してはどうでしょうか?

※・これから取得される方、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方…最大5,000円相当ポイント

(ポイント付与には現金チャージやお買い物が必要です)

- ・健康保険証として利用申込を行った方……………7,500円相当ポイント(直接付与されます)
- ・公金受取口座の登録を行った方……………7,500円相当ポイント(直接付与されます)

【マイナンバーカードについてのお問い合わせ先】…町民課戸籍医療年金係 ☎2-2453

【マイナポイントについてのお問い合わせ先】…………まちづくり推進課 ☎2-2450

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金、 北海道子育て世帯臨時特別給付金



新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金が支給されます。また、これに上乗せして北海道独自の特別給付金が支給されます。

(1)支給対象者

◆ひとり親世帯

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方(申請不要・北海道より支給済)
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。
- ③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

→→→②③は申請が必要です。

◆その他の世帯

- ①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和4年度分の住民税(均等割)が非課税の方

→→→申請不要(該当者には通知文書を送付しています。)

- ②①のほか、対象児童(令和4年3月31日時点で18才未満の子(障害児については20才未満))の養育者であって、以下のいずれかに該当する方
 - ・令和4年度分の住民税(均等割)が非課税の方
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月1日以降の収入が急変し住民税(均等割)非課税相当の収入となった方

→→→申請が必要です。

(2)給付額

- ・児童一人あたり一律6万円
〈内訳〉子育て世帯生活支援特別給付金 5万円(国)
北海道子育て世帯臨時特別給付金 1万円(北海道)

※令和5年2月末までに生まれる新生児も対象です。
※いずれかに該当して支給された方は、重複して受け取ることはできません。

【お問い合わせ先】町民課戸籍医療年金係 (☎2-2453)

(有料広告)

補聴器聞こえ相談会

～ご自宅で試聴体験サービス～

■相談ダイヤル ☎0120-41-3375 ■障害者総合支援法補聴器取扱店

(有)赤塚商会

長万部町元町 ☎01377-2-2603

道南補聴器センター函館本店

函館市神山1丁目11-2 Tel 0138-84-1313 Fax 0138-84-1413